

食品表示へのデジタルツール活用における 議論すべき技術的な課題

4 制度実現に向けて考えられる詳細な課題の 追加説明

令和7年9月
消費者庁食品表示課

目次

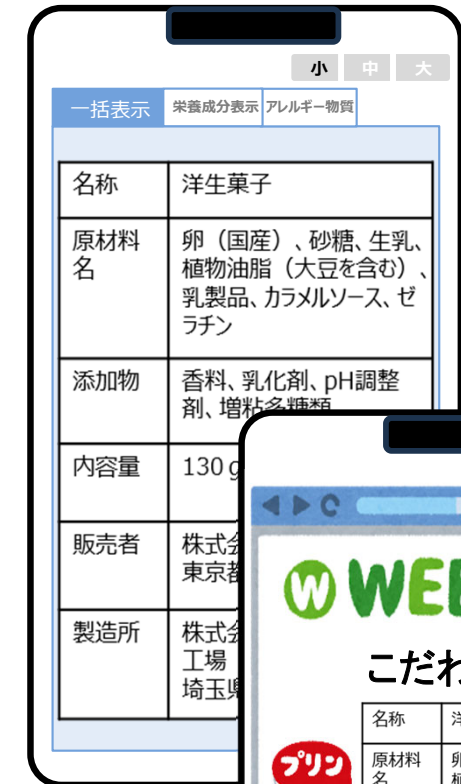
4 制度実現に向けて考えられる詳細な課題

- ① 1対1対応の具体的方法
- ② 保管すべき表示データの範囲
- ③ 広告などその他の情報との棲み分けルール
- ④ 監視可能性についてのルール作り

<追加説明> 4 ① 1対1対応の具体的方法

二次元コードを読み取った後、義務表示にアクセスする流れとしては、以下の3パターンが考えられる。

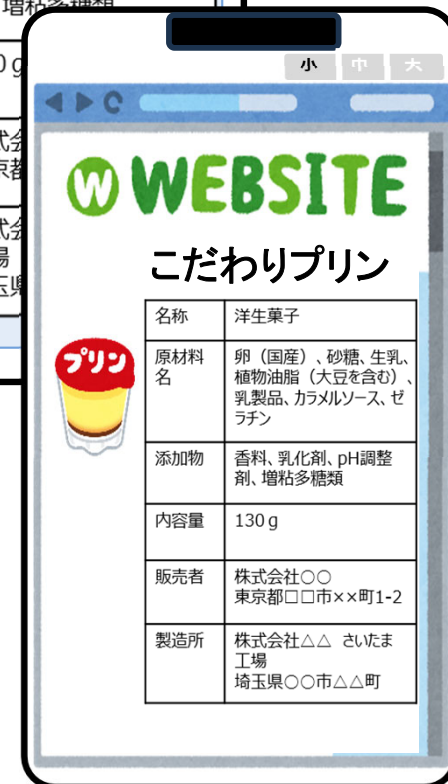
パターン①：スマホに食品表示の画面が直接表示される



パターン②：表示された画面から期限表示やLot番号等で当該商品の情報を選択する



パターン③：表示された画面に期限表示やLot番号等を入力して食品表示の画面に移動



容器包装の
二次元コードを
読み込む



＜追加説明＞ 4 ① 1対1対応の具体的方法

	食品表示の改版頻度※1	例	アクセスパターン
事業者	・ほとんど改版しない ・2年に1回程度の改版	・中小企業 ・取り扱い点数が少ない企業	①、③ （改版頻度が少ないならば、直接二次元コードを印字できればよい。②となるとWebサイトを更新していくことが負担となる）
	・1年に1回以上は改版	・大企業 ・取り扱い点数が多い企業	②、③ （改版頻度が多く、①の場合、都度最新の二次元コードを印字しなくてはならないため、②・③での分岐が必要となる）

※1 デジタルツールを活用するための食品表示検討事業報告書（令和5年3月）より抜粋

	アクセスパターン
消費者	① 令和3年度の調査結果より「必要な情報にすぐ辿り着く方がよい」となると、③のパターンは避けたい ※2

※2 食品表示のデジタルツール活用に係る検討調査事業報告書（令和4年3月）より抜粋

令和4年度に実施した事業者へのアンケートの結果※1を踏まえると、改版頻度や商品の取り扱い点数などの状況に応じて、パターン①～③のうちから、適当なものを事業者が選択することにする、という考え方もある一方、本制度では、消費者が食品表示へのアクセシビリティの点からスマホでの利便性を考慮し③は除外する。消費者の視点から考えると食品表示の画面にたどり着くまでの手数が少ないことが望ましいため①が望ましいが、事業者の実行可能性を踏まえ、②も可能とするのが良いのではないかな。

なので、①と②のどちらのパターンであっても、二次元コードに埋め込むURLの書き方については、1つの二次元コードで多用途を目指せるように、JANコード情報も埋め込むなど、統一した書き方のルールを定めておいた方が、将来の汎用性を考えるとよいのではないかな。

＜追加説明＞ 4 ② 保管すべき表示データの範囲

現在容器包装に一括表示等として表示されている情報は、大きく3つに分けられると考えられる。

- ① **食品表示基準において義務表示となっているもの**
- ② **食品表示基準や次長通知において表示することが推奨されているものや
表示する場合は食品表示基準に従った表示が必要になるもの**

(例)

アレルギー表示：特定原材料に準ずるもの

栄養成分表示：飽和脂肪酸の量、食物繊維の量

義務表示（熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）以外で食品表示基準
別表第9第1欄に掲げられた栄養成分

- ③ **食品表示基準に規定はなく、事業者が自主的な取り組みとして表示しているもの**

(例)

調理方法（お召し上がり方）、使用上の注意、開封後の保存方法、商品の問い合わせ先

本議論はあくまで保管するデータの項目を検討するものであり、保管すべきデータの範囲と必ず情報提供しなければならない情報を一致させるものではない。将来的に消費者のニーズに応じた様々なサービスが展開される可能性も踏まえ、保管すべき表示データの枠組みについて検討するものである。

上記①～③に示したように、義務表示に必要な情報と任意で表示している情報があるため、それらを踏まえ、データの範囲を決めるべきではないか。

ただし、容器包装に必ず表示する事項とデジタルで代替可能する事項については、来年度以降に検討していくことになるため、現時点で具体的なデータの範囲を決めることは困難。

また、データの範囲を決める際は、データの入力方法（表示ゆれ（半角全角、ローマ字の大文字小文字など）や、該当するデータがない場合の対応（空白にするかバーにするかなど））について、統一したルールを定めておく必要がある。

<追加説明> 4③ 広告などその他の情報との棲み分けルール

容器包装の
二次元コードを
読み込んだ画面
において

【広告のパターンとして適していない例】



× 表示された画面に
バナー広告等が
あるパターン



× ポップアップ広告が
出てくるパターン



× 先に広告画面が
出てくるパターン

小 中 大	
一括表示	栄養成分表示 アレルギー物質
名称	洋生菓子
原材料名	卵（国産）、砂糖、生乳、植物油脂（大豆を含む）、乳製品、カラメルソース、ゼラチン
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多糖類
内容量	130 g
販売者	株式会社〇〇 東京都〇〇市××町1-2
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県〇〇市△△町

二次元コードを読み込んだ先のWebページの画面において、ポップアップ広告や広告画面が表示されると、義務表示情報とは関係のない情報に誤って誘引されたり、義務表示情報にたどり着くためにポップアップ広告を消す手間がかかり、義務表示情報との区別が容易にできる方法とは言えない。

<追加説明> 4③ 広告などその他の情報との棲み分けルール

◎ 望ましい例

一括表示がまとめて表示され、
一括表示の下に広告バナーがある

小 中 大

一括表示	栄養成分表示	アレルギー物質
名称	洋生菓子	
原材料名	卵（国産）、砂糖、生乳、植物油脂（大豆を含む）、乳製品、カラメルソース、ゼラチン	
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多糖類	
内容量	130 g	
販売者	株式会社〇〇 東京都〇〇市××町1-2	
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県〇〇市△△町	

ポイントプレゼント キャンペーン実施中

一括表示とは別に
広告専用のタブがある

小 中 大

一括表示	栄養成分表示	アレルギー物質	広告
ポイントプレゼント キャンペーン実施中			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			

✕ 望ましくない例

一括表示がまとめて表示され、
一括表示の上に広告バナーがある

小 中 大

一括表示	栄養成分表示	アレルギー物質
ポイントプレゼント キャンペーン実施中		
名称	洋生菓子	
原材料名	卵（国産）、砂糖、生乳、植物油脂（大豆を含む）、乳製品、カラメルソース、ゼラチン	
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多糖類	
内容量	130 g	
販売者	株式会社〇〇 東京都〇〇市××町1-2	
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県〇〇市△△町	

一括表示の間に広告が入る

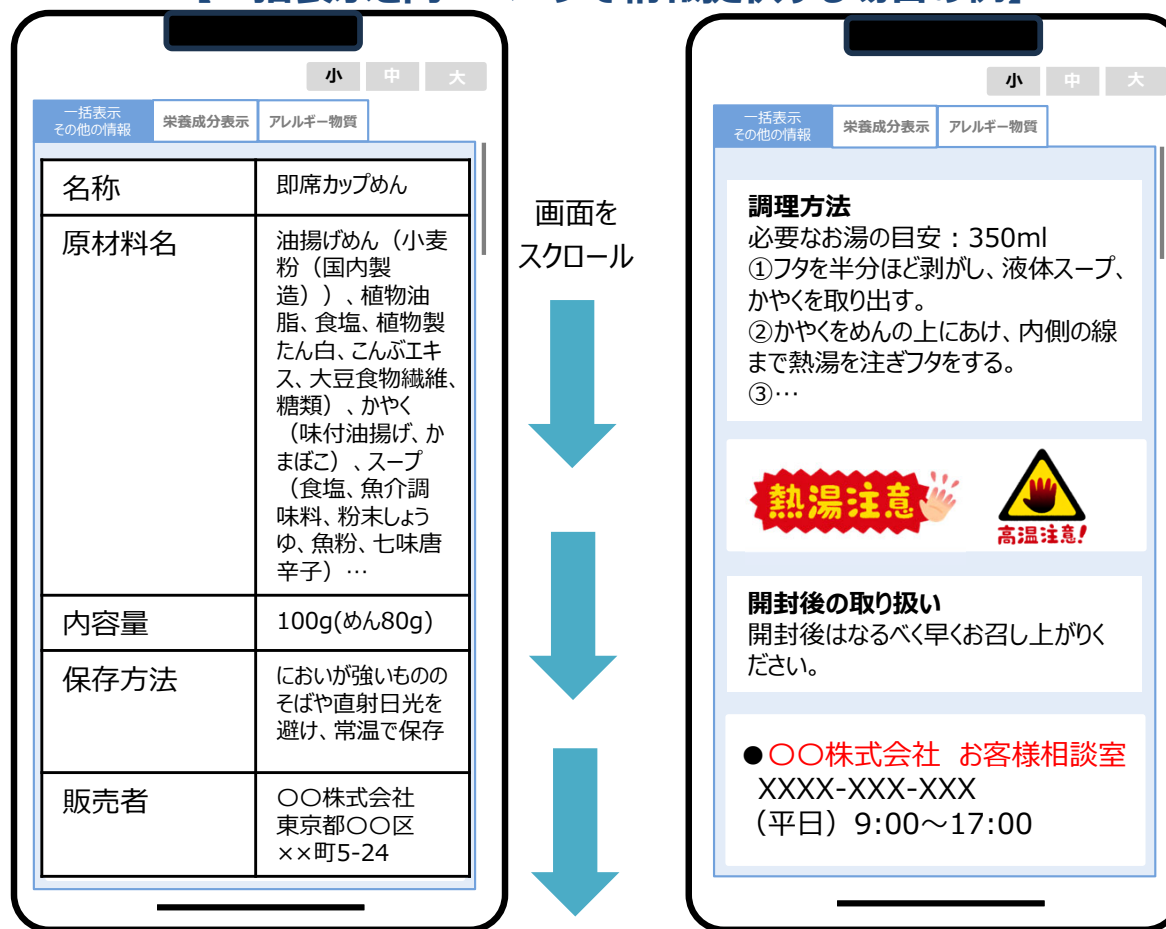
小 中 大

一括表示	栄養成分表示	アレルギー物質
名称	洋生菓子	
原材料名	卵（国産）、砂糖、生乳、植物油脂（大豆を含む）、乳製品、カラメルソース、ゼラチン	
ポイントプレゼント キャンペーン実施中		
添加物	香料、乳化剤、pH調整剤、増粘多糖類	
内容量	130 g	
販売者	株式会社〇〇 東京都〇〇市××町1-2	
製造所	株式会社△△ さいたま工場 埼玉県〇〇市△△町	

コーデックスのガイドラインにより、「義務的食品情報がテクノロジーの使用によって提供される場合には、ラベル又は表示上の言及は当該情報と直接リンクしなければならず、当該義務的食品情報はまとめて表示され、容易に識別可能で、他の情報と容易に区別できなければならない。」とあるため、読み込んだ先の画面で一括表示が一番最初に表示されることを原則とする。その上で、現在の容器包装においても一括表示欄外には広告の表示がされていることを踏まえると、一括表示と区別して最後に広告が表示されることや、消費者が自ら選択してページを遷移し広告表示させるような場合は明確に区分されていると考えられるのではない。一方、一括表示の上に広告がある場合や、間に広告が入る場合は、一括表示と広告が明確に区分されているとは言えない。

<追加説明> 4③ 広告などその他の情報との棲み分けルール

【一括表示と同一ページで情報提供する場合の例】



食品表示基準 別記様式1 備考

1～11 略

12 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる

義務表示以外に容器包装に表示される情報は様々あるが、食品表示基準において、**消費者の選択に資する適切な表示事項は枠内に表示することができる**と定められていることを踏まえ、調理方法、使用上の注意、開封後の保存方法、商品の問い合わせ先などの情報は、義務表示の部分が分かりにくくないのであれば、一括表示として同一ページに情報提供してもよいものとしてはどうか。

<追加説明> 4④ 監視可能性についてのルール作り

【データの修正履歴を消費者へ提供する場合の例】



消費者に正しい情報が届いていることを担保するためや行政機関が適切に監視できるよう、「いつ」「どのような修正」がなされたか分かるよう、データの修正履歴を残すこと（保存期間も含む）を食品表示基準に規定する必要があるのではないかな。